

## 一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会規定

### ●会員の資格要件

- ① (正会員) 正会員をもって法律上の社員とする  
次亜塩素酸水製造装置製造事業者  
次亜塩素酸水製造事業者
- ② (賛助会員)  
当会の趣旨を尊重し、当会の細則に基づく表示・告知ルールを守って、次亜塩素酸水の製造・販売を行う者  
次亜塩素酸ナトリウム製造事業者  
主たる衛生管理に次亜塩素酸水を使用する一定規模以上の事業者
- ③ (特別会員)  
学術的立場から当会を支援する者

### ●会員の加入基準

本会に加入する者は、以下の基準を満たす必要がある

#### (製造業)

1. 次亜塩素酸水の製造方法が既に確立しており、安定していること  
(ア) 製造装置 販売する製造装置の稼働実績が十分にあること  
(イ) 生成水・タブレット 業務用としての納入実績が十分にあり、健康被害など重大な製造事故を起こしていないこと
2. 法令、特に薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)を遵守していること
3. 反社会的勢力との関わりがないこと
4. 会員間で共有できるデータを有していること(技術情報、学術情報、安全性情報)
5. 製品の表示に関して、当会が設ける細則を遵守できること

#### (販売業)

1. 製品の告知にあたり、法令、特に薬機法を遵守していること
2. 製品の流通にあたり、当会が推奨する的確な保管・流通方法を用いて市場に流通できること
3. 製品の表示および広告物の表現に関して、当会が設ける細則を遵守できること
4. 反社会的勢力との関わりがないこと
5. クレーム情報、安全性情報等を積極的に当会に提供できること

### ●会員の資格の取得

1. 新規入会希望者に関し、理事会で、その資格を審査し、本会への入会の可否を判断する

2. 当会の入会規定に基づき理事会で承認された新規入会希望者に対し、別に定める入会申込書を発行する
3. 入会申込書を発行された新規入会希望者は、所定の事項を記入し、申し込むものとする
4. 新たに入会する者からは入会金として、正会員、賛助会員ともに 100,000 円を徴収する。特別会員は入会金を必要としない
5. 正会員は、本会の構成員として会則上会員に認められる権限を持ち、定められた義務を負担する
6. 賛助会員は、本会の運営を賛助し、第 15 条に定める総会に出席し意見を述べるができる
7. 賛助会員は本会から情報を入手することができる。また、本会が主催する展示会等に参加できる

#### ●年会費

正会員	年間 100,000 円
賛助会員	年間 50,000 円
特別会員	必要としない

#### お申し込み方法

添付の「一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会申込書」(法人用または個人用)に、必要事項をご記入の上、推薦人にお渡しいただくか、下記宛にご送付願います。

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2 丁目 63 番 4 山ノ紀ビル 2 階  
一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 代表理事 石田智洋あて

理事会にて、お申し込み内容を確認の上、ご入会の受諾の連絡をさせていただいた皆様で、会費の振り込みが必要な方は、次の銀行口座に、入会金(100,000 円)および初年度年会費(正会員 100,000 円、賛助会員 50,000 円)をお振込願います。

(注意) 当会の会計年度を 4 月始まりと設定しておりますので、初年度の年会費は、来年 3 月末日までの会費となりますので、ご了承ください。

#### 【ご入金口座】

銀行名	みずほ銀行
支店名	池袋支店 (店番 230)
口座番号	普通 3109571
口座名義	一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会